

重要事項説明書

医療法人 徳洲会 四條畷介護支援センター

居宅介護支援事業重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 徳洲会
主たる事務所の所在地	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目3-1
代表者（職名・氏名）	理事長 東上 震一
設 立 年 月 日	昭和50年1月1日
電 話 番 号	06-6346-2888

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	医療法人 徳洲会 四條畷介護支援センター	
事業所の所在地	〒575-0036 大阪府四條畷市雁屋南町27-3	
電 話 番 号	072-817-9123 ※緊急時24時間連絡先 070-1306-5918（夜間当番）	
指定年月日・事業所番号	令和2年5月1日指定	2775701150
管 理 者 の 氏 名	高尾 浩史	
通常の事業の実施地域	四條畷市・大東市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人徳洲会が設置する四條畷介護支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況やおかれている環境等に応じ、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り其の居宅において、其の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供

	される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努める。 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令台38号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	---

4. 営業日時

営 業 日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、12月31日～1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前 8 時半～午後 5 時 【営業時間外の緊急連絡等の定めを行うときは、第3号以下に定めるものとする。】
サービス提供時間	午前 9 時 ～ 午後 5 時
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。※緊急時24時間連絡先 070-1306-5918（夜間当番）

5. 事業所の職員体制

管 理 者	高尾 浩史
-------	-------

従業者の職種	勤務の形態・人数
管 理 者	常勤 1 人（介護支援専門員兼務）
介 護 支 援 専 門 員	常勤 3 人（管理者兼務）
事 務 職 員	なし

6. 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成・サービス担当者会議の実施	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となります。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
	居宅介護支援費Ⅰ (単位数 1,086) 11,772 円	居宅介護支援費Ⅰ (単位数 1,411) 15,295 円
〃 40 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ (単位数 544) 5,896 円	居宅介護支援費Ⅱ (単位数 704) 7,631 円
〃 45 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ (単位数 326) 3,533 円	居宅介護支援費Ⅲ (単位数 422) 4,574 円

※地域単価 10.84 円 (4 級地)

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算 (単 位 数 3 0 0)	3,252 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更になり居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (Ⅰ) (単 位 数 2 5 0)	2,710 円/月	利用者が医療機関に入院した当日に介護支援専門員が当該医療機関等の職員に対して必要な利用者の情報提供を行った場合 (提供方法は問わない)

入院時情報連携加算（Ⅱ） （単位数 200）	2,168 円/月	利用者が医療機関に入院した翌日又は翌々日に介護支援専門員が当該医療機関等の職員に対して必要な利用者情報の提供を行った場合（提供方法は問わない）
退院・退所加算 （単位数 連携1回 450 連携2回 600）	4,878 円/回 6,504 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算 （単位数 連携1回 600 連携2回 750 連携3回 900）	6,504 円/回 8,130 円/回 9,756 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受け、加えてカンファレンスに参加し、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中1回を限度）
通院時情報連携加算 （単位数 50）	542 円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供等を行う共に医師又は歯科医師より必要な情報の提供を受けた場合 （利用者一人につき1月に1回を限度）
緊急時等居宅カンファレンス加算 （単位数 200）	2,168 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に2回を限度）
特定事業所加算（Ⅰ） （単位数 519）	5,625 円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 （一月につき）
特定事業所加算（Ⅱ） （単位数 421）	4,563 円	
特定事業所加算（Ⅲ） （単位数 323）	3,501 円	
特定事業所加算（A） （単位数 114）	1,235 円	
特定事業所医療介護連携加算 （単位数 125）	1,355 円	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定し、医療機関との連携や地域包括支援センター実施の事例検討会への参加等を行っている場合（一月につき）
ターミナルケアマネジメント加算 （単位数 400）	4,336 円	在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅で死亡した場合を含む）が対象（死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合）

※地域単価 10.84 円（4級地）

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者により不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 200 単位を減額することとなります。
- ※ 40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は当事業所と同一の建物の居住する利用者に関しては上記金額の 95/100 となります。
- ※ 当事業所における 1 ヶ月あたりの利用者が同一建物に 20 名以上居住する建物に居住する利用者に関しては上記金額の 95/100 となります。

7. その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は片道おおむね1km未満は500円、おおむね1km以上は1000円を請求いたします。
-----	---

8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
① 利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1ヵ月に1回
② 利用者の同意を得た上で、担当者会議等において i. 利用者の状態が安定している事 ii. 利用者がテレビ電話を介して意思疎通ができる事 iii. テレビ電話等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集することに主治医・担当者その他関係者の合意を得て、利用者にテレビ電話などでモニタリングを実施する場合は、少なくとも2ヵ月に1回実施する。

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

9. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者及びその家族は、当事業所に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めたりすることができます。

10. 衛生管理等について

従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

1 1. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等に連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

1 2. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、四条畷市高齢福祉課等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保保険ジャパン日本興亜株式会社
保 險 名	介護事業者賠償責任保険付保証書
補償の概要	身体の障害・財物の破損・受託物の破損・受託現金・貴重品の損害・人格権侵害 ・宣伝障害・対人見舞費用・対物臨時費用・事故対応特別費用・経済的損失・第三者医療費用

1 3. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 072-817-9123 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	四条畷市 高齢福祉課	所在地 四條畷市中野本町1番1号 (四條畷市役所内) 電話番号 072-877-2121 受付時間 午前8時45分～午後5時15分
	大東市役所 高齢介護課	所 在 地 大東市谷川1丁目1番1号 電話番号 072-872-2181 受付時間 9時～17時30分
	大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内5階 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時

1 4. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 5. 虐待及び身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待・身体拘束防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待・身体拘束防止に関する責任者は下記のとおりです。

虐待・身体拘束防止に関する 責任者	(管理者 高尾 浩史)
----------------------	-------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。

(4) 虐待・身体拘束防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して実施しています。

(5) その他虐待・身体拘束防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに担当地域包括支援センター並びに四条畷高齢介護室に連絡します。

(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

(7) 身体拘束等を行う場合には、その様体及び時間、その際の利用者の心身状態並びに緊急やむを得ない理由を記載します

1 6. 身分証携行義務

介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 3-1

代表者職・氏名 理事長 東上 震一 印

説 明 者 所在地 〒575-0036 大阪府四條畷市雁屋南町 27-3

事業者 医療法人 徳洲会 四條畷介護支援センター

説明者氏名 _____ 印 _____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者住所

氏 名 _____ 印 _____

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏 名 _____ 印 _____

本人との続柄

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに1ヶ月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 利用者の同意を得た上で、担当者会議等において i . 利用者の状態が安定している事 ii . 利用者がテレビ電話を介して意思疎通ができる事 iii . テレビ電話等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集することに主治医・担当者その他関係者の合意を得ることができればテレビ電話などでモニタリング（面接）を実施する場合は、少なくとも2ヵ月に1回は居宅に訪問する事で1ヶ月に1回のモニタリング結果を記載します。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ⑤ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

